

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.10

エマージング諸国の弥縫策が綻び始めるとき 他

=====

《index》

- [1. エマージング諸国の弥縫策が綻び始めるとき\(大山\)](#)
 - [2. 規制範囲を拡大する気になる動き\(岩井\)](#)
 - [3. 新興国に対する逆風が再び強まる\(祖父江\)](#)
 4. 海外における安全対策のポイント(茂木)
 - [5. セミナー・寄稿等の最新情報\(2016年1月時点\)](#)
- =====

4. 海外リスクに関するトピックス(トレンド&トピックス)

海外における安全対策のポイント(有限責任監査法人 トーマツ ディレクター 茂木寿)

昨今の日本企業の海外進出の拡大に伴ない、海外へ渡航・滞在する従業員・帯同家族は年々増加しており、海外で事故・災害、犯罪加害及び犯罪被害等で何らかのトラブルに遭遇するケースが増加しています。このようなケースについて外務省は毎年、前年 1 年間の日本の在外公館において事故・災害、犯罪加害及び犯罪被害等で何らかのトラブルに遭遇した邦人に対し実施した援護の件数及び人数を「海外邦人援護統計」として発表しています。

昨年 12 月に発表された統計によれば、2014 年 1 年間の援護件数は 18,123 件(対前年比 1.84%増)で過去 10 年間(2005~2014 年)において 2 番目に多く、総援護人数は 20,724 人(対前年比 4.95%増)で過去 10 年間では最も多い取扱人数となっています。

この統計の中で最も注目して頂きたい項目が死亡者数の項目です。2014 年における死亡者数 522 人の死因の 1 位は疾病(405 人)、つまり病気による死亡です。これは 2014 年だけの傾向ではありません。過去 10 年間の合計の死亡者数に占める疾病による死亡の比率は 66.6%となり、死亡者全体の約 3 分の 2 を占めています。なお、外務省は詳細な疾病名

までは発表していませんが、一般的には心筋梗塞等の虚血性疾患と脳卒中等の脳血管疾患が多いとされています。そのため、青年期よりも壮年期、高齢期の方が多いとされています。

2013年の死因の第2位は自殺(47人)です。これも2014年だけの傾向ではありません。過去10年間を見ても、ほとんどの年で第2位となっており、10年間の累計でも、全体の9.5%を占めています。地域的にはアジア地域が21人で最大となっており、次いで北米地域が12人となっており、この傾向も最近10年間では、ほとんど変わっていません。外務省は自殺についても詳細な内容は発表していませんが、在ニューヨーク総領事館のホームページによれば、年齢別では20代~30代、性別では女性が多く、在留期間については在留邦人よりも短期滞在の邦人の方が多いとしています。

これらの企業としての対策としては、「心と体の健康維持」が最も重要であると言えます。例えば、身体的な健康維持については、駐在員・帯同家族の定期的な健康診断を日本または欧米等の高度な医療体制の国で実施する等の仕組みが重要となります。また、病気になった場合、現地で高水準の医療機関を受診できる体制の整備が不可欠となります。そのためには、駐在員・帯同家族・出張者に海外旅行保険を付保し、病気になった場合には、迅速に、適切な医療機関を受診できる体制の整備も不可欠となります。更にメンタルヘルスについては、渡航前のガイダンスの実施、渡航期間中の兆候の発見のための小冊子等の配布、電話等でのカウンセリングの実施等を検討する必要があります。また、定期的に人事部等による海外拠点の巡回等によるカウンセリング体制の整備も実効的です。これ以外にも、駐在員・帯同家族・出張者に対する渡航前の十分な予防接種(破傷風・A型肝炎・B型肝炎・日本脳炎・狂犬病・ポリオ等)体制の整備、海外旅行保険内容の見直し(緊急移送を想定した特約の付保の検討等)、医療体制が相対的に低い国におけるアシスタンス会社との契約等の検討も必要となります。

昨今、世界各地でテロ事件等が頻発しており、メディア等でもセンセーショナルに取り上げられることが増えており、それに伴い、海外での安全対策において、セキュリティ対策やテロ対策に関心が高まっている傾向が見られます。しかしながら、最近10年間を見ても、海外で亡くなられる邦人の約3分の2は疾病による死亡で、1割近くは自殺による死亡です。この2つの死因を足すと全体の4分の3以上を占めています。このような統計結果を踏まえて安全対策の内容を見直しを行うことが重要であると考えます。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。